

宮城県知事 村井嘉浩 殿

2016年度宮城県予算 編成に対する要望

2016年1月26日

日本共産党宮城県委員会

委員長 中島 康博

日本共産党宮城県会議員団

遠藤いく子

三浦 一敏

天下みゆき

福島かずえ

中嶋 廉

角野 達也

内藤 隆司

大内 真理

目 次

はじめに 2016年度宮城県予算に関する申し入れにあたって …4

第一部 2016年度予算編成にあたっての緊急重点要望 …5

第二部 東日本大震災復興の取り組み—すべての被災者の生活と生業の再建
を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を …8

- (1) 東日本大震災からの復興を国政の最優先課題に—国政上の6つの緊急課題
- (2) 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を
- (3) 働く場の確保—再建の必要なすべての事業者を対象に直接支援の強化を
- (4) 被災医療機関の再建と、地域の医療と介護の体制確保を
- (5) 高台移転、区画整理、防潮堤、道路などの復興まちづくりは住民合意で
- (6) 県民の安定した公共交通網の確立とJR線の早期復旧を
- (7) 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を
- (8) 破たんしたD I Oジャパンのコールセンター事業の徹底した検証を
- (9) 復興予算の確保と復興財源は必要なところに的確な配分を
- (10) 原発災害—原発ゼロへの転換と再生可能エネルギーの普及を
- (11) 復興に逆行する消費税増税の中止とTPP参加反対を

第三部 福祉とくらし第一の県政めざして …15

- (1) 高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を
- (2) 被災病院の早期再建整備を進め、新医療圏構想を見直し地域医療を守ること
- (3) 安心して子どもを産み育てられる宮城県に—総合的な子育て支援策の推進を

- (4) 雇用確保・就職難打開と中小企業を守る緊急対策を
- (5) TPP交渉からの撤退、調印中止を強く求め、日本と宮城の農林漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落営農を進めること
- (6) 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ・不登校」問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして
- (7) 東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること
- (8) 不要・不急の大型開発・大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換し、大震災の復興財源に回すこと
- (9) 女川原発の再稼働中止、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと
- (10) マイナンバー制度の凍結・中止を求め、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。
- (11) 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる県政を
- (12) 戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、秘密保護法の廃止を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。米軍実弾砲撃訓練と日米共同訓練の中止、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を

はじめに 2016年度宮城県予算に関する申し入れにあたって

東日本大震災から4年10カ月余が経過し、まもなく5年目を迎えようとしています。被災者の生活再建と生業（なりわい）の再生の取り組みは、まだまだたくさんの課題を抱えています。プレハブ仮設・みなし仮設（ピーク時は計47660戸、124334人）には、あわせていまだ約2万戸（20816戸）、4600人を超える（46376人）方々が避難生活を強いられています。「住宅再建」された方々の中でも経済的困難をはじめ様々な問題が生じています。

大震災からの復興は県政最大の課題であり、国政の最優先の課題です。被災者の命とくらしを守る課題は復興の中心柱であり、すべての被災者・被災事業者を対象に、生活の再建と生業の再生を支援することは復興の最大の課題です。

あわせて東京電力福島第一原発事故の放射能汚染から子ども・県民の命と健康を守る取り組みや原子力損害賠償に毅然と取り組むことが重要です。合理性の無い指定廃棄物最終処分場候補地の選定と、国・県による詳細調査の押し付けは中止すべきです。女川原発の再稼働などは論外であり、今こそ「原発ゼロ」に県政が率先して転換すべきときです。

いま県民のくらしは、きびしさを増しています。高齢者の年金は下がりつづける一方、介護保険料や国民健康保険料、医療費などの負担は重く、介護基盤整備は立ち遅れ、「下流老人」「老後破産」「老人漂流社会」と言われる深刻な状況がひろがっています。子育て世帯では保育園の待機児童が解消されず、子どもの貧困も深刻です。

勤労者の実質賃金は伸び悩み、若者をはじめ非正規労働者が4割を超える異常な事態がすすみ、ブラック企業やブラックバイトも社会問題になっています。学生は、重い学費や卒業後の奨学金の返済に苦しんでいます。また中小企業は、円安による原材料の高騰、消費税増税や単価の切り下げで、苦しい経営環境が続いています。

東日本大震災という戦後最大の大災害からの復興に取り組んでいる時だからこそ、これまでの大型開発優先の県政を根本的に見直し、大企業が富む「富県戦略」ではなく、被災者・県民が豊かさを実感できる庶民が富める「戦略」へと県政の基軸を変え、福祉とくらし第一の県政に転換を図るべきです。

日本共産党宮城県会議員団は、こうした立場から「2016年度予算編成に対する要望」をとりまとめました。これらは昨年の県会議員選挙でかけた「公約」をはじめ、多くの県民の切実な要望をふまえたものです。ぜひ充分勘案し、県として最大限に具体化を図るよう、つよく求めるものです。

第一部 2016年度予算編成にあたっての緊急重点要望

私ども日本共産党宮城県会議員団は昨年11月27日、村井知事がわが会派控室に見えられた際に、「宮城県の2016年度予算編成にあたっての緊急要望書」を手渡しました。そこで提出した「要望書」は、私どもが県議選で公約したものであり、県民が強く要求している課題であり、その緊急性と必要性は現在においても切実であると考えています。あわせて要望書の前文でも触れましたが、より全面的には今後の予算要望書に盛り込むことをご知らせしておいた通りです。

したがって、あらためて「緊急要望」の内容については、8項目を再掲（5番目だけ一部補強）するとともに、原発・放射能問題の2項目加えて今回提出するものです。

- 1、民間企業や介護・福祉のサービス提供事業所に県が補助して、年一千人の非正規労働者を正規雇用に変換する県の支援制度を創設すること。
- 2、宮城県の子どもの医療費助成を、外来も入院も中学卒業までに計画的に拡充すること。
- 3、返済不要の県独自の奨学金制度を創設すること。
- 4、教育条件を改善する要として「35人学級」を小学1年から中学3年までの全学年で実施することを決断し、2016年度から所用の教職員を計画的に増員すること。
- 5、東日本大震災の被災者で希望する人が災害公営住宅に入居できるように、県営の公営住宅を当初の計画どおり一千戸建設に踏み出すこと。仮設住宅の供与期間がこの春に終了する、仙台市

や多賀城市、山元町、亶理町、七ヶ浜町において、次の住まいが見つからない、決まっていない人については、追い出さずに継続して住めるように緊急に手立てをとること。特に民間賃貸住宅借り上げ仮設住宅については県が責任を持って対応すること。

- 6、被災者の医療・介護の負担免除措置を復活させることを決断し、市町村との協議を開始すること。
- 7、宮城県以外の東北各県すべてが実施している個別農家に対する農機具購入補助制度をつくること。新規就農者に対する所得保障を行うこと。
- 8、再生可能エネルギーの目標を見直し、開発・普及を本格的に推進すること（以上再掲）
- 9、女川原発の再稼働に反対し、廃炉を要求すること。原発ゼロに立ったエネルギー政策に転換すること。
- 10、指定廃棄物の最終処分場は、県内3候補地の白紙撤回を求め、現行の仮保管体制の改善を国とともに図ること。

第二部 東日本大震災復興の取り組み

すべての被災者の生活と生業の再建を最優先に、地域社会と地域経済の全体を再建する復興を

(あらゆる被災者に被害の実態に合った必要な支援をやりつくすことが大原則)

大震災から4年10ヶ月余が経過しました。12月31日現在、死者10549人(直接死9629人、関連死920人)、行方不明者1239人、合計11779人、全壊・半壊の家屋倒壊数は238128棟となる県政史上最大の災害となりました。

震災関連死が920人、東日本大震災の被災者が住む仮設住宅で、独り暮らしの人が病気で亡くなったり自殺したりしたいわゆる「孤独死」の人は、宮城県だけで80人(宮城県警調べ)にのぼっています。

応急仮設住宅(ピーク時は21610戸に入居者53301人、現在は11535戸に24746人、昨年12月31日現在)、みなし仮設住宅(ピーク時は26050戸に入居者71033人、現在は9281戸に21630人、昨年12月31日現在)、自宅被災者(宮城県として数値的把握はなし)、県内親族・知人宅等避難者(昨年の12月26日現在の福島からの避難者親族・知人宅等に1101人、公営・仮設・民間などに1514人の計2615人、県内市町村からの移動部分は不明)、県外避難(6215人、昨年11月11日時点の総務省避難者情報システム)など、すべての被災者を対象にして必要な支援を強化すべきです。被災者生活再建支援法の適用を受けている世帯は、基礎支援金で129803件(昨年の12月31日現在で被災状況区分は、全壊68691件、大規模半壊43234件、長期避難6517件、半壊解体11361件)にのぼり、加算支援金の支給決定件数は82875件(再建方法区分は、建設・購入28831件、補修41152件、賃貸住宅12892件)となっています。そこから推定しても全壊・大規模半壊の住宅被害を受けた被災者だけでも20数万人がいるとみられます。

内陸部を中心とした地震による宅地被害も深刻でした。亜炭鉱採掘後の陥没被害に係る復旧を含め、宅地被害からの復旧も重要な課題です。また都市部におけるマンション被害も深刻で、大きな被害が出たのが特徴です。

(1) 東日本大震災からの復興を国政の最優先課題に―国政上の6つの緊急課題

- 1、建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行の300万円から500万円に引き上げること。平成30年4月10日となって申請期日を延長するよう求めること。
- 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国として復活し、社会保険被保険者も対象となる

ようにすること。

- 3、グループ補助の拡充・改善をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。仮設店舗等の営業継続への支援と事業者の本設への支援策を講じること。
- 4、国とJR東日本の責任でJR気仙沼線の早期復旧を行うこと。
- 5、東京電力第一原発事故による放射能汚染について、東電と国の責任で全面賠償を求めること。指定廃棄物の最終処分場については、県内3候補地の白紙撤回を求め、仮保管体制の改善を図ること。
- 6、2016年度以降の復興事業費の地元負担の撤回を求め、国が責任を持って復興財源を確保するとともに、地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。

(2) 被災者の命と暮らしを守るあらゆる対策を

1、被災者の生活支援を強化すること

- 1) 現在市町村が実施している被災者の医療費免除や介護保険料・利用料等の免除措置の対象を拡大できるように県も独自に財政支援をすること。
- 2) 震災関連死の申請の周知徹底を図るとともに、審査に際しては機械的に期限で切り捨てるのではなく、長期にわたる避難生活という被災者の実態を踏まえた審査を行うこと。また再審査請求についても周知すること。
- 3) 自殺、孤独死の防止のために、保健師の増員をはかり、継続的な見守り支援と心のケア対策、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。
- 4) 増大する暖房費などを援助するために、福祉灯油等の支援を内陸の被災者を含め実施すること。
- 5) 義援金や災害弔慰金等の受給を理由とした生活保護の打ち切りはしないこと。
- 6) 仮設住宅や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通の確保のために、ワンコインバスやデマンドタクシーなど、きめ細かい対策を講じること。
- 7) 仮設住宅とともに災害公営住宅に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員を配置すること。集会室・談話室を整備し、テレビ、机・椅子、ストーブの設置など入居者が交流し、自主的な活動ができるよう支援すること。応急仮設住宅の空き室は、正月やお盆などでの家族等の帰省にも活用できるようにすること。
- 8) 防災集団移転事業による自治体への土地買い上げが所得とみなされ、住民税・国保税・介護保険料が大幅に引き上げとなる事態があります。国に所得とみなさない特例措置を強く求めるとともに、県独自にも可能な対策を講じること。

2、住宅確保にさらなる抜本的な支援を一県独自に200万円以上の支援を

- 1) 被災者の住宅再建に、県独自に200万円以上の補助を上乗せすること。
- 2) 建設費が高騰している被災者の住宅再建に、国の被災者生活再建支援金を現行300万円から500万円に引き上げること。申請期日を延長するよう求めること。
- 3) 県は住宅再建のための独自の補助制度をつくとともに、バリアフリー・県産材活用への補助制度の周知徹底をはかり、積極的な活用を推進すること。
- 4) 宮城県地域型復興住宅の普及をはかり、地元業者の取り組みを支援すること。
- 5) 希望者が全員入居できる災害公営住宅の早期建設に取り組むこと。木造タイプも取り入れること

もに、知事が強調する戸建て住宅の建設を重視し、集落とコミュニティを維持した公営住宅の建設を行うこと。

- 6) 自力で住宅の確保が困難な高齢者や障害者のためにグループホーム型公営住宅の整備を進めること。
- 7) 宅地買い取り問題について。危険区域における被災宅地の買い取りについて、①宅地のみでも買い上げるケース、②居宅があれば買い上げるケース、③居宅があり居住実態があった場合にのみ買い上げるケースなど、被災自治体によりばらばらの対応になっています。自治体やまちづくり事業の違いによって住宅確保への支援に格差が生じないように国に改善を求めるとともに、県として具体的な対策を講じること。
- 8) 金融庁・東北財務局の通知（2013年12月10日）に基づき、「個人版私的整理ガイドライン」の改周知徹底を図ること。相談・申請の3分の2が排除されている住宅の二重ローンの解消（宮城の場合は1454件の相談に乗り、債務整理成立件数862件、昨年12月30日時点）に積極的に取り組むこと。弁護士等による相談活動を強化すること。原則730万円の収入基準の見直しを求めること。
- 9) 一部損壊住宅に対しても、県独自の住宅リフォーム支援制度を創設し、震災によって壊れた箇所の修繕ができるようにすること。
- 10) 震災後にこれまで塩漬け土地となっていた住宅地が急速に売れ出すなど、各地に新たな住宅団地が形成されています。兵庫県からの寄附金（15億円）を活用し、被災地域の住民交流拠点施設の整備へ「被災地域交流拠点施設整備支援費」が具体化されているが、自治会・町内会などのコミュニティづくりを支援するための、集会所などの建設への実態にみあった恒久的な補助制度を創設すること。
- 11) 亜炭廃鉱の陥没復旧を含め宅地被害からの復旧に全力をあげること。
- 12) マンション被害をめぐる新たな課題として、判定基準の明確化、建築・設備の防災環境設計の向上、災害救助法における応急修理の適用問題、建物解体における諸問題などが明らかとなっている。修繕への公的補助を含めマンションの防災・減災対策への支援を強めること。

（3）働く場の確保—再建の意志のあるすべての事業者を対象に直接支援の強化すること

1、 再建の必要なすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を

- 1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう大幅に拡充すること。国に対して必要な事業費の配分を求めること。速やかに交付決定して、前払いなどの措置を徹底すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。
- 2) グループ補助に匹敵する小規模事業者に対する支援策を講じること。
- 3) 仮設店舗・工場については、9市5町の143箇所で整備されているが、実態調査を行い、本設へ向けた経営支援策を強化すること。期限をきった仮設店舗からの無慈悲な追い出しは絶対にしな

いこと。解体費用については、国が責任を持って対応するように求めること。

- 4) 県独自の地域商業等再開支援金について、要綱を改正して建設業などへも対象を拡大したことは歓迎するが、工事費200万円以下の業者の救済や半壊でも相当額の修繕費用がかかっているケースなど、もっと実態に合わせてきめ細かな支援ができるように制度改善をはかること。また、当初の要綱にあった補助率上限50%通りの実施のために必要な12億円を追加支給するとともに、要綱を当初通りに改めること。
- 5) 被災者の実情に応じた緊急の雇用対策を講じること。事業復興型雇用創出事業費補助は、3万人の目標に対し、8574社、29821人（昨年9月30日現在）となっています。市町村補助メニューを受けている場合も対象となるよう改善されたり、事務手続きの簡素化など工夫がされた点は評価するが、引き続き可及的すみやかに補助金の執行ができるように敏速な審査体制を構築し、被災者の生活を支援し、事業の再生に結びつく雇用の創出に取り組むこと。
- 6) 緊急雇用創出事業は被災者のつなぎ雇用や復興で人手不足と多忙化する行政サービスを補完するなど、この間一定の役割を担ってきました。2014年度に国の予算減もあり、緊急雇用創出事業を活用してやっていた仕事の廃止・縮小が大問題となっています。県として、国への予算増額を強く求めるとともに、住民サービスの縮小などにつながらない対策を至急とられたい。
- 7) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員をはかること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。

2、二重ローン問題の解決に全力を挙げること。

- 1) 二重ローンを抱えるすべての事業者を対象に、相談活動を強化し、迅速に債権の買い取りを進めること。既存債務を凍結・減免し、新規融資を早急に行うこと。金融機関に返済猶予の延長を求めること。
- 2) 宮城県産業復興相談センターの機能を拡充し、被災事業者の立場に立った支援を強化すること。宮城県産業復興機構は事業者を選別することなく、137件（昨年11月19日現在）にとどまっている債権の買い取りの対策を抜本的に強化すること。
- 3) 東日本大震災事業再生支援機構の債権買い取りも303件（昨年12月3日時点）にとどまっております。債権買い取りの取り組みを抜本的に強化すること。
- 4) 震災から5年目を迎えようとしている中で新たな問題が起こっています。グループ補助の適用を受けるために、資金調達として借りた事業費の4分の1分の資金返済が始まる事業者が生まれています。全体として、事業再開が遅れており、このままでは、せっかく補助を受けた業者が返済に追われ、破産・倒産に追い込まれる事態に直面します。事業再開とともに、事業が軌道に乗るまでは返済猶予の措置が取れるように、県の責任で関係各機関との対応をすること。

3、宮城の基幹産業である農林漁業の再建を

東日本大震災の大きな特徴は、水産業が壊滅状態となり、農業は内陸部を含め農地および施設が破壊され、宮城の基幹産業である農林漁業に深刻なダメージを与えました。

復興の到達点を見ると、除塩を含む農地の復旧は約1万3千haのうち着手面積で約98%、完成が約818、農業用施設（排水機場）は復旧対象69施設に対し着手約94%、完成が約92%、園芸用の

ガラス室・ハウス復旧面積約178㌦に対し、復旧面積は約94%、畜舎・畜産関連施設の復旧予定190施設に対する復旧率は約97%となっています。

水産業は、被災漁港140港（県管理27漁港、市町管理113漁港）のうち140港に着手、被災箇所数では1437箇所のうち着手は約83%、完成は約32%です。漁船は震災前の稼働9000隻に対し、約8600隻と約96%、主要漁市場の水揚状況は、震災前の約602億円に対し、約530億円と約88%となっています。

林業は、被災林道施設の約98%が復旧され、被災した治山施設（20施設）の着手は約90%、完成は約40%となっています。

こうした到達を踏まえ、以下の方向で農林漁業の再生・再建に全力をあげるべきです。

- 1) 漁業協同組合を核とした漁業・養殖業の再建整備と産地魚市場を核とした流通・加工体制の構築を一体的に進めること。
- 2) 漁船の確保を急ぎ、漁船確保への補助を継続実施するよう国にも求めること。
- 3) 養殖施設の整備については、早期達成をめざすこと。
- 4) 養殖復興支援事業の取り組みを推進すること。申請の簡素化をはかること。漁民の所得確保対策を講じること。
- 5) 漁協に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けをただちに中止すること。
- 6) 被災した140漁港の早期再建整備に取り組むこと。
- 7) 被災農地の早期復旧と整備に取り組むこと。

（４）被災医療機関の再建と、地域の医療と介護の体制確保を

- 1) 被災した民間医療機関への支援を強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。
- 2) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、人材の確保に努めること。
- 3) 被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。

（５）高台移転、区画整理、防潮堤、道路などの復興まちづくりは住民合意で

- 1) 防災集団移転促進事業、都市再生区画整理事業、漁業集落防災機能強化事業などのまちづくりに当たっては、徹底した住民の協議と合意づくりを大原則に進めること。専門家・アドバイザーを派遣して住民が主体のまちづくりを進めること。
- 2) 集団移転等に当たっては、集落・コミュニティの維持を基本に、持ち家の再建と災害・公営住宅をセットで整備すること。
- 3) 津波で浸水した市街地やまちの再建は、二度と住民の命が損なわれないように、津波災害だけでなく、大雨洪水や土砂災害の危険なども総合的に検討し、ハード、ソフトの両面を組み合わせた安全なまちづくりを、住民合意で進めること。
- 4) 地盤のかさ上げや防災集団移転事業は、全額国庫負担とし、被災宅地の買い上げは、被災者が住宅再建できるように震災前の価格を基本とすること。また集団移転地の価格が高騰し再建の障害に

なっているので、高騰を抑える対策をとること。まちづくりの事業によって被災者に対する支援に格差が生じないように制度の改善を求めるとともに、県としても独自の支援策を講じること。

- 5) 復興にかかる埋蔵文化財調査の体制を強化し、専門職員の確保に努め発掘調査の効率化をはかること。
- 6) 防潮堤の整備については、地域住民の十分な協議と多面的な検討を行い、住民合意を何より大前提に、必要な見直しをおこなうこと。住民合意なしの建設強行は絶対にしないこと。
- 7) 仙台市蒲生北部の復興事業については、「災害危険区域」の一方的設定に加えて、「被災市街地復興区画整理事業」による高い減歩率をおしつけるといふ、住民いじめのまちづくりを根本から見直させること。国指定の「鳥獣保護区特別保護地区」・宮城県「自然環境保全地区」である「蒲生の干潟」を守るため、防潮堤の位置を大幅に見直し、高校生が提案している「蒲生の復興等」を生かしたまちづくりを進めること。
- 8) 余震や今後の大規模地震を考えると避難道路を優先して整備すること。復興道路については、その必要性、緊急性を精査し、見直しを含め計画的に進めること。あくまでも生活再建と生業の再生を最優先に優先順位を定め復興事業を進めること。
- 9) 災害復旧工事における発注業務の人材不足と資機材の不足解消に努めること。資材調達の見通しのない入札・契約については、事前にリスク回避ができるよう、事前に供給見通しなどがチェックできる仕組みをつくること。

(6) 県民の安定した公共交通網の確立とJR線の早期復旧を

- 1) 東日本大震災で被災したJR各線のうち被害の大きい5路線（常磐線、仙石線、石巻線、気仙沼線及び大船渡線）については、早期復旧をJRと政府に強く求めること。
- 2) かさ上げやルート変更による経費については、国の責任で経費の負担措置を行うこと。
- 3) 代替の交通確保にJRは責任を持ち、早朝、夜を含めた必要な便数を確保すること。

(7) 子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を

- 1) こども医療費の無料制度は当面ただちに県の2分の1負担分を入院・通院とも小学校卒業まで拡大し所得制限を撤廃するとともに、早期に中学校卒業まで拡充すること。
- 2) 全壊した県立高校の再建整備をできるだけ早期に行うこと。
- 3) 小中学校の早期の再建整備を進めること。当面、仮グラウンドや体育館などの確保に努めること。放課後の学習室の確保と学習支援の取り組みを進めること。小中一貫校や統廃合計画については、地域住民による十分な協議と合意を踏まえて行うこと。震災後にできた新たな住宅団地で子どもが急増しており、そうした地域における学校の増改築を敏速かつ計画的に進めること。
- 4) 被災地への教員の加配措置を継続し、スクールカウンセラーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舍の確保に努めること。

- 5) 震災遺児・孤児を対象とした「東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金給付事業」については、岩手県・福島県なみに増額をはかること。増額給付なしの目的外使用はしないこと。児童福祉司を大幅に増員し、養育里親への支援を強化すること。
- 6) 被災児童就学援助制度を継続すること。
- 7) 小・中・高・幼稚園・専修各種の私立学校授業料免除対象について、平成 23 年度は対象としていた「借家住まい」を 24 年度から対象外とし、幼稚園児を中心に 3113 人の生徒を切り捨て。そして昨年度は、居住している家屋の名義人が「保護者でなく祖父母の場合は切り捨てる」と突如通知したが、一昨年の実績でも同居祖父母所有の生徒は 1 年生で 46 人、補助対象者全体の 9%、この比率で試算しても年間 1 億円程度に過ぎません。公立と私立の被災者支援の格差は、教育の機会均等から見ても許せません。ただちに是正すべきです。

(8) 破たんしたD I Oジャパンのコールセンター事業の徹底した検証を

- 1) 1 億 2 6 0 0 万円余の不適正支出と返還が求められた登米市、気仙沼市、美里町の事業について、県の指導・監督、完了検査について再検証すること。
- 2) (株)D I Oジャパンによるコールセンター事業の破たんと緊急雇用事業の不適正支出について徹底した調査を行い、県の対応について検証すること。事業主体である 3 市町の負担とならないように県の責任で国との必要な協議をおこなうこと。

(9) 復興予算の確保と復興財源は必要なところに的確な配分を

- 1) 平成 27 年度までとされている集中復興期間については被災地の復旧・復興が完全に成し遂げられるまで延長するよう国に求めるとともに、長期にわたる国の特例的な財政支援を義務づける「復興基本法」の改正を求めること。
- 2) 県・市町村が自由に使える復興基金の大幅な増額を国に求めるとともに、5 省庁 40 事業に限られている復興交付金の改善を求め、使い勝手の良いものにすること。
- 3) 復興財源のため込みをやめ、県として被災市町の実情に見合った財政支援を基金の中から可能な限り行うこと。

(10) 原発災害—原発ゼロへの転換と再生可能エネルギーの普及を

原発災害による農林漁業者や業者・個人、県・市町村の損害賠償については、今年 1 月 4 日現在で J A 宮城の賠償請求額 3 1 8 億 5 6 0 0 万円に対し、支払額は 2 9 8 億 5 1 0 0 万円、県漁協等は請求 9 0 億 9 7 0 0 万円に対し 8 6 億 1 0 0 0 万円、森林組合系統は 2 億 2 8 0 0 万円に対し 1 億 8 9 0 0 万円。この 3 団体以外で宮城県が集計している個別請求（法人・個人事業主など）は 8 7 7 億 3 4 0 0 万円で支払額は 2 9 8 億 1 3 0 0 万円となっています。また、宮城県が東電に請求している額は 3 0 億 2 1 0 0 万円で支払済額は 1 7 億 1 4 0 0 万円です。風評被害への損害賠償うい着実に推進することは引き続き重要課題になっています。

- 1) 学校や公園など子どもが近づくすべての場所で、徹底した放射線量の測定・調査を行い、速やかに除染を行うこと。希望する子どもに健康調査を実施すること。住民の希望にこたえる検査・測定の体制と機器の配備を行うこと。
- 2) 農林水産物の放射能検査体制を抜本的に強化すること。食品、とりわけ学校給食・保育園給食の放射線量の検査を徹底すること。
- 3) 汚染された稲わらや堆肥、牧草の一時保管と処理を国の責任で、県も市町村任せにせず行うこと。牧草の除染については、風評被害対策を含め出来るだけ早期に完了すること。
- 4) 汚染された原木シイタケ処理とほだ木の除染に取り組むとともに、シイタケ栽培の再生にあらゆる対策を講じること。
- 5) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。
- 6) 原発災害による農林漁業者や業者、県・市町村の損害について、早期に全面賠償を行うよう強く東京電力と国に求めること。賠償金については精神的損害以外も非課税扱いとするよう国に求めること。賠償請求の手続きを簡素化させること。
- 7) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。
- 8) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取り組みを強化すること。

(11) 復興に逆行する消費税増税の中止とTPP参加反対を

第三部 福祉とくらし第一の県政めざして

(1) 高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を

昨年4月の消費税8%増税は、日本経済を深刻な危機につき落としました。家計消費や住宅投資など内需の落ち込みによって、GDPは昨年度マイナスとなりました。自民・公明は選挙目当てで財源なしの1兆円規模の軽減税率で合意しましたが、それでも10%増税すれば4兆4千億円の増税、1世帯当たり4万円超の大増税となります。国民のくらしと経済を落ち込ませる消費税10%増税の中止を求めること。

昨年4月から介護保険制度の改悪と介護報酬の引き下げが強行されました。その結果、特養ホーム等の食費・居住費にかかる補足給付・軽減措置が削減されました。介護事業者は介護報酬の引き下げ等で介護職員を確保できない状況となっています。宮城県は厚労省試算で、全国でも最も介護労働者不足になると指摘されています。安倍政権が「介護離職ゼロ」を真剣にめざすなら、ただちに介護報酬を元に戻し、引き上げるべきです。介護職員などの処遇改善は急務です。その際、利用者負担増に跳ね返らない措置を取るべきです。介護保険制度の改悪は中止・撤回すべきです。

宮城県の国保税(料)は一人当たり調停額でみた場合、平成24年度で80691円となっており、最も高かった平成21年度と比べれば減額しているが、平成23年度の震災による減免等の影響で落ち込んだ時期からは上昇しており、県民にとって耐えがたい酷税となっています。資格証明書は1021世帯、短期保険証が12492世帯、うち留め置きが1252世帯(平成27年6月1日調査時)となっています。

50万円以上の市町村税の滞納者を対象に、地方税滞納整理機構に回されていますが、約60%が国保税の滞納です。長期滞納に苦しむ県民に一括納付を迫り、給与の差し押えや自宅の搜索など、まさにサラ金以上に冷たい取立てが進められています。

また特養ホームの待機者が13773人、うち在宅5789人、また早期入所が必要な介護度3～5の方は、在宅が3151人、病院にいる方が1669人、老健施設にいる方が2134人、その他が1309人で計8263人(2014年4月1日現在)となっています。「保険あって介護なし」の深刻な事態です。介護保険料の基準月額が県平均で4846円(第5期H24～H26)と第4期の3999円に比べ847円も増えています。一方、厚労省がおこなった「都道府県別にみた受給者1人当たり費用額」で見ると、介護サービスは福島県に次いで全国ワースト2となっています。

安倍内閣が昨年強行した「医療・介護総合法」で、都道府県に患者「追い出し」の病床削減の地域医療構想策定が義務付けられました。患者追い出しの病床削減は行わないこと。経済的理由で病院にかかれぬ、病院からすぐ追い出されてしまう潜在的な患者の実態を踏まえ、必要な医療体制の維持・拡充をはかることが必要です。

宮城県における乳幼児医療費助成制度は、ゼロ歳児から1973年に導入され、74年に1歳児まで

拡大、75年に2歳児まで拡大、76年に3歳児（入院のみ）まで拡大されました。その後、1984年に児童扶養手当を基準とした所得制限が導入され、92年に高齢福祉年金を基準とした所得制限に緩和されました。99年に4、5歳児まで拡大（入院のみ）、2002年に義務教育就学前まで（入院のみ）拡大されました。05年に窓口無料が実現しました。それ以来歴史は動いていません。とくに、村井県政になってからの拡充は皆無です。

子どもの医療費助成事業は、県内すべての市町村で県の水準より拡充しており、県内すべての市町村議会から拡充の意見書・陳情が寄せられています。対象年齢が「通院2歳、入院未就学」は、文字通り全国最低です。国がやるべきなどと言って、拡充を拒否し続ける村井知事の姿勢は歴史に負の名前を残す恥ずべきものです。先の11月議会で知事は、「年に数回しかカゼをひかないような子どもの医療費を無料にすることが、はたして本当の福祉と言えるだろうか」「18歳まで無料という自治体もあるわけで、必ずしもすべての県民から不満が出ているという状況ではない」（12月11日、福島かずえ議員への答弁）とのべ、とんでもない「福祉」論を展開しました。

通院を小学校就学前まで拡大するのに必要な額は、約7億9千万円。入通院とも小学校卒業まで拡大するためには約22億6千万円。入通院とも中学校卒業まで拡大するためには約29億円とされます。今こそ拡充を決断するときです。

1、消費税10%増税の中止を求めること

一昨年4月の消費税8%増税は、日本経済を深刻な危機につき落としました。家計消費や在宅投資など内需の落ち込みによって、GDPは2期連続でマイナスとなりました。安倍首相は、10%増税の1年半「先送り」を表明しましたが、自らの失政を認めたものです。国民のくらしと経済を悪化させる消費税の10%増税は、きっぱり中止すべきと国にもとめること。

2、高すぎる国保税は引き下げ、滞納者に対する国民健康保険証の取り上げはただちに中止すること。

- 1) 高すぎる国保税の引き下げを実現すること。そのために国庫負担の復元を求めるとともに、県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保の広域化に反対すること。
- 2) 窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめ、短期保険証の「溜めおき」は直ちに是正すること。短期保険証の発行も見直すこと。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。
- 3) 市町村が減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを徹底させること。

3、子どもの医療費助成は、当面小学校卒業まで拡充し、中学校卒業までの拡充をめざすこと。

- 1) こども医療費の無料制度は当面ただちに県の2分の1負担分を入院・通院とも小学校卒業まで拡大し所得制限を撤廃するとともに、早期に中学校卒業まで拡充すること。
- 2) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。

- 3) 高額医療費の償還払いについて、新潟県のように市町村、国保連と協力して、窓口負担の軽減をはかる措置を講じること。

4、 安心してお産ができる宮城めざして、対策を強化すること。

- 1) ひきつづき産婦人科、小児科をはじめとした医師確保と養成にとりくむこと。
- 2) 助産師外来とともに院内助産院システムの導入を関係者の理解と協力のもとで円滑に進めること。
- 3) 安心して妊婦検診が受けられるよう14回の公費助成を継続すること。妊婦・お産の救急医療体制を確立すること。
- 4) 開業助産院への嘱託医師配置に県と医師会が責任を持ち、多様で選択できるお産の環境を整備すること。助産師の役割と活用を抜本的に強化すること。
- 5) 不妊治療費助成（1回あたり30万円から40万円かかると言われる不妊治療に対し、1回15万円を助成する制度）を拡充するとともに、不妊専門相談体制（県内指定医療機関は5箇所）を充実すること。
- 6) 妊娠はするけれども、流産、死産や新生児死亡などを繰り返して結果的に子供を持たない不育症への支援を講ずること。全国では、現在56の自治体が相談窓口をもうけ、131自治体が独自の助成制度を持っているが、宮城県内には無いので、県がまず率先して具体化すること。宮崎県では平成27年度から1回の妊娠期間につき8万円までの助成制度をつくったが、他に県レベルでは福島県、京都府、和歌山県などが実施しているので参考にすること。

5、 小児救急体制の強化

小児救急医療体制の強化をはかるよう国に求めるとともに、県独自に医療圏ごとの体制の強化をはかること。地域医師会の協力を得て救急医療体制の確立を目指すこと。小児科医師の確保について国に強くもとめること。

6、 リハビリ医療の制限の是正を求めること。

全国で最低レベルの宮城県の療養病床数を大幅に増やすこと。

7、 だれもが安心して利用できる介護保険の改善を

- 1) 要支援の訪問・通所介護の切り捨て、特養ホーム入所は要介護3以上、一定以上の所得（年金収入280万円以上、65歳以上の20%）のある人は利用者負担を1割から2割に引き上げ、低所得者でも一定の預貯金があれば施設の居住費・食費を補助しない、補足給付の縮小・打ち切りなどの「医療・介護綜合法」の中止・撤回を求めること。
- 2) 安倍政権によるさらなる介護保険制度の改悪—介護報酬の6%削減、「要介護1」の生活援助の保険給付外し、利用料のさらなる引き上げ、ケアプランの有料化、特養ホームの相部屋入所者からの居住費徴収などのさらなる改悪に反対すること。国庫負担割合を10%引き上げ、負担軽減とサービスの充実をはかるよう国に求めること。保険料・利用料の減免を拡充し、だれもが必要な介護サービスを受けられる制度に改善をはかること。
- 3) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者（13773人）の解消をはかること。小規

模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。

- 4) 介護老人保健施設、グループホームの整備、ご近所介護ステーションなどの増設に積極的にとりくむこと。療養病床の廃止・削減に反対すること。
- 5) 訪問介護利用者の7割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。
- 6) 要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。
- 7) 認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末のケア・看取りまで、医療・保健・介護・福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。
- 8) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。
- 9) 介護労働者の深刻な実態をふまえ、労働条件の改善に取り組み、足りない介護職員の増員をはかること。介護報酬の引き上げを求めること。

8、障害者権利条約にふさわしく「基本合意」「骨格提言」に基づいて障害者総合支援法の見直しを求めること

- 1) 障害者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障害者総合支援法の見直しと、以下の対策を求めること。①応益負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。②障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。③グループホームとケアホームの一元化については、安心して暮らせる場にふさわしい体制と条件を求めること。④「新体系」を見直し、就労保障とともに日常生活の支援も拡充すること。小規模作業所と地域活動支援センターに対する補助金を、実態に見合った水準に引き上げること。⑤地域生活支援事業の予算を抜本的に拡充し、地域間格差をなくすこと。移動支援事業、意思疎通支援事業などの利用料は無料化すること。⑥日額払いを月額払いにすること。⑦発達障がい者の特性を踏まえた支援を拡充すること。
- 2) 地域で豊かな生活を保障すること。障がい者の住まいの保障、障がい者年金の引き上げ、法定雇用率の引き上げと厳守、教育保障など地域で豊かな生活を保障すること。
- 3) 障がい者の医療の拡充。障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者医療費助成制度を国の制度として確立するよう求めること。障がい者医療については、償還払いではなく現物給付に切り換えること。
- 4) 高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにすること。
- 5) 障がい者の交通、参政権、情報の保障に取り組むこと。とくに、最高裁判所裁判官の国民審査における点字投票者にだけ、不信任とする裁判官の氏名を書かせる現行法の欠陥をただちに改善するよう国に働きかけること。精神障がい者のバス運賃割引を実現すること。
- 6) 宮城県精神保健福祉審議会に精神障がいのある当事者を委員に加えること。

- 7) 障がいのある人が利用している通所授産施設や作業所等の受注を増やすことを支援している県の予算を拡充し、経営の安定に資するようにすること。

9、宮城県として、「障がい者差別解消条例」（仮称）を制定し、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。

障害者差別解消法の4月施行にともない、県の障害者差別解消条例（仮称）の一日も早い制定に向けた取り組みをスタートさせ、不利益等の救済に道をひらくこと。

10、難病法の制定を力に、難病・慢性疾患のある人の新たな段階にふさわしい医療・福祉

- 1) 新しい難病医療制度は難病患者すべてを対象とするよう求めること
- 2) 軽症者も引き続き医療費助成の対象とするよう求めること。重症者への自己負担は導入しないこと。
- 3) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。

11、生活保護の大改悪を阻止し、必要な人がすべて受けられる生活保護制度に改善を

- 1) 格差と貧困の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は約2割と言われており、生活保護が必要な人が受けられる制度に改善をはかるべきです。
- 2) 「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ることー「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。
- 3) 生活保護の基準引き下げに反対し、申請の改善、医療証の発行など改善をはかること。生活保護申請、受給者の増加に対応する人員の増員を図ること。
- 4) 「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。
- 5) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。

12、生活福祉資金貸付の改善を

県社会福祉協議会が行っている生活福祉資金貸付制度の設計や運用を見直し、もっと経済的に困っている人が利用しやすい制度に変更すること。審査会の開催をもっと多くして、申し込みから振り込みまでの期間を短縮すること。

13、感染症対策ー新型インフルエンザ、ヒブワクチン、子宮頸がん対策を強化すること。

- 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパレンデミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。
- 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。

- 3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチンは、接種による副作用の検証など、安全性の確保・向上を進めながら、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。
- 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。
- 5) 県作成の肝炎患者用の「手帳」は、肝炎患者が最新情報をすばやく得られるように工夫するとともに、医療機関が違って対応可能となるようにするなど、患者が持って良かったと思えるものにする。
- 5) 保健師を増やし、保健所の体制を強化すること。広域となっている塩釜保健所を細分化すること。

14、「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。

- 1) 「がん対策推進条例」を制定し、総合的ながん対策を推進すること。
- 2) がん対策推進基本計画を基本とし、宮城県におけるがん患者さんに対するがん医療の提供の現状などを踏まえ、がん対策を総合的かつ計画的に推進していく「宮城県がん対策推進計画」の実効ある具体化を進めること。
- 3) がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下（成人20%未満）の具体的な取り組みを強化すること。
- 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。
- 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、官公庁・公的施設は全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。

15、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とする「東北メディカルメガバンク事業」について

- 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の収集・調査・分析を目的とする「東北メディカルメガバンク事業」については、中止を含めた見直しを求めること。
- 2) 遺伝子情報の保護と活用については、東北大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定が無い限り情報に採取をやめるように求めること。
- 3) 被災沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みは積極的に取り組むよう関係機関に働きかけること。

16、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。

- 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。
- 2) 全国の先進的消費生活センター（例えば盛岡市）の取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。
- 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。

17、地方税滞納整理機構をただちに解散すること。滞納問題の解決にあたっては原因把握

と生活再建を含めた親身な対応をおこなうこと。

(2) 被災病院の早期再建整備を進め、新医療圏構想を見直し地域医療を守る ること

震災により宮城の医療機関は深刻なダメージを受けました。震災前から進んでいた医療崩壊が更に加速しています。

宮城県は県立病院が少なく、地域医療を支えてきた民間医療機関の復旧・復興は喫緊の課題でした。しかし、民間医療機関の再建に対する県の予算はわずか25億円。1病院あたりの補助上限額が2000万円と、岩手県の1億円と比べてもはるかに低い額となっています。再建を断念する医師や規模を縮小せざるを得ない医療機関もあり、早急に大幅な補助の増額が必要です。

公立病院も含めて被災した医療機関の再建がこれからという時に、第6次地域医療計画の策定にあたり、医療圏を7つから4つに統合する見直しが強行されました。県北の5つの医療圏を、「気仙沼・登米・石巻」医療圏と「栗原・大崎」医療圏の2つに再編する計画で、気仙沼市および栗原市の首長および市議会からは現状維持を求める要望書が県に提出されました。

日本共産党県議団は以下の理由で医療圏は現状のままとすることを求めました。第1に、当該自治体が強く反対し、国も被災3県は除外している中で、医療圏の再編を強行することは認められないこと。第2に、国の見直し基準による統合再編は、医療過疎化を更に進める悪循環になります。この5年間は、何よりも被災した医療機関の復旧・復興に全力をあげ、1次医療の再構築をはかることが大切です。

医療機関の復旧・復興が遅々として進まない中で、500億円の国費を投入し、震災に便乗して進められているのが東北メディカル・メガバンク計画です。将来の創薬産業育成や個別化医療推進のために「被災地住民を対象とした15万人規模のバイオバンクを構築する」こととされ、被災地住民の遺伝子と疾患の調査が必須の前提となります。

日本共産党は、非常時にある被災地住民を対象とすることは倫理的な問題があること、貴重な復興財源の使途としては、医療機関や福祉施設の復旧こそが最優先されるべきと考えます。また、小中学生の親へのアンケート調査では、「盗みをはたらいたか？」など子どもの心を踏みにじるような項目も入っていたり、遺伝子研究を隠した内容となっていること、発達障害などのフォロー体制が確立されていないなどの問題があり、教育委員会の対応が問われました。

- 1) 被災した公立および民間医療機関の早期の再建を進めること。民間医療機関の補助を抜本的に増額すること。
- 2) 第6次地域医療計画の新医療圏の再編は元に戻し、医療機関の復旧・復興と1次医療の再構築を最優先に進めること。
- 3) 絶対的に不足している医師・看護師の増員および確保をめざして医学部の新設、看護学生への奨学金の増額および対象の拡大を行うこと。

- 4) 医師会と連携し、初期救急・夜間当番医等の体制を確立すること。2次救急・3次救急の充実をはかること。
- 5) 県立瀬峰病院の存続・充実をはかること。
- 6) 国に対し、患者負担の引き下げ、診療報酬の引き上げ、医療機関の消費税ゼロ税率を求めること。
- 7) 東北メディカル・メガバンク計画については、究極の個人情報である遺伝子研究であること、弱者である被災者を対象とする研究であることを踏まえ、人権や倫理面から再検討すること。

(3) 安心して子どもを産み育てられる宮城県に—総合的な子育て支援策の 推進を

東日本大震災で親を失った宮城県内の孤児や遺児が1000人を超えました。震災で両親が死亡、または行方不明となった高校生以下の孤児は136人、両親の一方が死亡、または行方不明となった遺児は923人で計1059人にのぼっています。被災した宮城県の認可・認可外・へき地保育所は306カ所、うち全半壊は49カ所におよびました。復旧状況については、仙台市を除く県内保育所の開所状況（担当課がホームページに掲載）によれば、232箇所の保育所のうち、通常保育は209箇所、23箇所は廃止・休止・代替となっています。

宮城県における合計特殊出生率は1.34で全国平均1.43を下回り、全国39位（2013年）です。少子化傾向に歯止めがかかっていません。全国的にも「超少子化国」というべき事態となっています。日本は、子どもや子育てに対する社会的サポートが先進諸国の中できわだって弱く、子育てがとりわけ困難な国になっています。

貧困と格差を拡大する構造改革路線の下で、若者の不安定雇用を拡大し、正規職員には長時間労働を押し付けています。こうした状況のもとで若い世代が結婚や出産をためらうことになり、少子化が一層深刻となっています。本県の生涯未婚率（50歳時の未婚率）は男性が19.42%、女性が9.2%（2010年国勢調査）で未婚化、晩婚化が進んでいます。理想の子ども数を持たない理由のトップは「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」、30歳未満の妻の約8割以上がそう答えています（国立社会保障・人口問題研究所調査）。宮城県の非正規従業員数は383400人で全雇用者の約4割を占め、うち35歳未満は118300人に上ります（2012年）。総務省の調査によると、30歳～34歳男性の正規従業員で既婚者の割合は60.1%、それに対して非正規従業員は27.1%と半分になっています。パートの場合は男性で約8割、女性では約9割が年間所得200万円以下です。一度非正規になるとなかなか正規職員になれず、生涯にわたって賃金も低いままで。退職金やボーナスもなく、教育訓練の機会も乏しく、雇用保険や健康保険・厚生年金も適用されない非正規従業員がたくさんいます。宮城県の一人当たり平均年間総実労働時間は、1765時間（2011年）と、全国平均1747時間と比べても長くなっていることは重大です。

また、親の経済的困難が子どもたちに及ぼすしわ寄せも重大となっています。給食費が払えない、修学旅行に行けない、高校、大学を中退せざるを得ないなど、「子どもの貧困」打開が重大な課題となっています。

出生率を回復させている欧州の経験や全国の先進的な経験にも学び、安心して子どもを生み育てられる宮城県に、仕事と子育ての両立、経済的負担の軽減、「子どもの貧困」の解決に総合的な取り組みが必要です。

1、震災孤児・遺児支援の改善

東日本大震災で被災した被災孤児・遺児に対する支援は給付水準を岩手・福島と同程度の水準となるよう至急改善すること。給付水準の引き上げ無しに基金条例を改悪し目的外使用を容認させるやり方は寄付者の善意や意思を踏みにじるものであり、絶対にやるべきではない。養育里親等に対する親身な支援を強化するとともに、保育所、放課後児童クラブ、児童デイサービス事業の再建整備に取り組むこと。

2、「子育てするなら宮城県」をめざし、総合的な子育て支援策と本格的な少子化対策を

合計特殊出生率を向上させる積極的な目標を持ち、経済的な負担の軽減や仕事と子育てが両立できる人間らしい働き方などを含めた対策を講じること。

3、「子ども子育て支援新制度」の強行による保育の公的責任の後退を許さず、安心して預けられる保育を保障すること。

1) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。

① 待機児童（2015年度統計、仙台市490人、仙台市外507人の計926人）を早急に解消すること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子どもを含め待機児童を解消する計画を立て、保育所の新增設を思い切って進めること。

② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。保育料の軽減・第三子保育料の無料化を実施し負担軽減にとりくむこと。

③ 民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。

④ 保育所の人員や面積要件を緩和する保育制度の改悪に反対すること。

⑤ 半数が非正規となっている保育士の現状を改め、正職員として雇用すること。

2) 保育内容を後退させる「子ども子育て支援新制度」の強行に反対し、公的責任を明確にして安心して預けられる保育を。

① 保育時間は子どもの状況を基準にし、短時間保育の押し付けはやめること。

② 保育料の負担を抑え無償化をめざすこと。思い切って遊べる園庭、ホールなどの確保を進めること。

③ 保育士の配置、保育室など保育の基準を計画的に改善すること。

④ 市町村は児童福祉法第24条第1項に基づき、待機児童の状況を把握し、保育の責任を果たすようにすること。認可保育所の建設や改修への補助金の廃止に反対し、補助金の存続を求めること。

⑤ 株式会社の参入については、全国的に問題が生じており行わないこと。

⑥ 消費税に頼らない財源を確保すること。

3) 学童保育を拡充すること。

① 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設

に取り組むこと。

- ②指導員の正規化・労働条件の改善と複数配置を行うこと。
- ③大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行うこと。
- ④利用料の軽減策を講じること。

3、非正規雇用と長時間労働をなくし、子育てと仕事が両立できる働き方に改善を図ること。

- 1) 当面、年間労働時間1800時間の達成をめざし、長時間労働の是正を図ること。サービス残業の根絶に取り組むこと。
- 2) 育児休業制度の改善、妊娠・出産に伴う不当な解雇や退職勧奨、不利益な扱いをなくすこと。
- 3) 子育てができる賃金・労働時間を保障すること。正規雇用の拡大と派遣・請負の見直し・正社員化で、若者に安定した雇用・仕事を確保すること。

4、「子どもの貧困」の解決に総合的な対策を講じること。

- 1) 「子どもの貧困」の実態調査を行い、総合的な対策を講じること。
- 2) 児童福祉司を大幅に増員し、児童虐待対策を強化すること。被虐待児が増えている児童養護施設への人員配置を行うこと。
- 3) 私学を含め高校授業料の無償化を実現すること。現在授業料が免除されている世帯が増税とならないよう対策を求めること。
- 4) 就学援助の周知・徹底を図り制度の改善を図ること。小中高の教育費負担の軽減に取り組むこと。
- 5) ひとり親（父子母子）家庭の医療費助成については、きびしい所得制限と自己負担分の窓口立替えによる償還払いのため非常に使い勝手が悪いのが現状です。所得制限を見直し、自己負担制度をやめて、全額助成とし、窓口負担をしなくてもいいように現物給付にすること。
- 6) 給付制の奨学金を創設し、奨学金はすべて無利子とするよう改善すること。東日本大震災によって国の奨学金が返せなくなった場合、返還免除が可能となることを周知徹底すること。
- 7) 県立大学の授業料の減額・免除を拡充し、必要な助成を行うこと。交付金の削減は行わないこと。

5、子どもの安全と成長を守る対策を強化すること。

- 1) 児童虐待対策を抜本的に強化すること。
 - ①大震災に対応して、児童福祉司・児童心理司は大幅に増員し、児童相談所の体制を抜本的に強化すること。
 - ②満員状態の児童養護施設の整備と定員増を進め、児童養護施設の人員配置を改善し、親への指導と支援を強化すること。小規模ホーム、グループケアの増設をはかること。
- 2) 相談が急増しているDVへの対応を強化し、緊急一時保護施設の整備と支援、被害者への自立支援を強めること。
- 3) アレルギー・アトピー、化学物質過敏症対策を総合的に強化し、実態調査と相談窓口の設置を行うこと。医療費と食品の購入助成を行うこと。必要な教育が受けられるよう特別の対策を講じること。
- 4) 子どもの通学路の安全対策を地域の協力のもと講じること。

(4) 雇用確保・就職難打開と中小企業を守る緊急対策を

安倍政権が「アベノミクス」の名で進めている経済政策は、「大企業を応援し、大企業がもうけを上げれば、いずれは雇用・賃金・家計に回ってくる」という古い、破たんした「おこぼれ経済学」にほかなりません。国内総生産のマイナス成長が続き、個人消費の落ち込みが続いています。一方で異常な金融緩和と円安で、大企業は史上空前の利益を上げ、内部留保は300兆円を超えました。他方、労働者の実質賃金は減少し、「アベノミクス」は景気悪化と格差拡大をもたらしたことは明らかです。国民の暮らしを応援する政治への転換をはかり、働く人の所得を増やし安定した雇用を拡大する経済改革でこそ経済危機を打開することができます。

昨年11月末の県内の有効求人倍率は1.36倍で、バブル景気で過去最高時の1.36(1991年3月)に迫るが、正社員の有効求人倍率は0.86倍、月間有効求人数に占める就職件数の割合は8.4%にとどまり、完全失業率も3.9%と全国比率の3.4%を上回っています。復興事業の進展による建設業、食料品製造業、小売業、福祉・介護などの求人が増加していますが、資格や経験、勤務形態や賃金面などの処遇面に課題があり、ミスマッチの状況となっています。緊急雇用創出事業は、あくまで原則6カ月の期限付の短期雇用であり、緊急雇用から安定した雇用への継続をはかることが求められています。昨年11月末現在の高校生の就職率は87.0%で、数字の上では過去最高だった前年を2ポイント上回っていますが、県内高等学校対象求人受理状況を見ると、過去最低だった震災時(2011年)の4238人から9409人へと上昇していますが、過去最高時は28320人(1992年)となっています。事業復興型雇用創出事業は3万人の目標に対し、2万9821人と一定の成果をあげています。

商工会議所及び商工会会員を対象とした調査「東日本大震災被災商工業者営業状況調査表(平成23年11月30日現在)」によると、建物被害を受けた企業12,493社のうち、廃業や事業停止に追い込まれた企業は1,117社、営業再開を決めかねている企業が1080社と、経営困難な状態にあるのは2197社に上ります。また、一時的な修繕や仮設店舗等で今後更に復旧が必要な「仮復旧中」が3547社です。商工会や商工会議所の加入率を勘案して推計すると、県内全商工業者のうち、廃業・事業停止および今後の方向性不明が約5100社、仮復旧中が9,000社というのが震災8カ月後の状況でした。宮城県発行の『復興の進捗状況』では、被災商工業者の営業状況について約86%(そのうち仮復旧中7%)が復旧しているとされています。

一方、第15次までのグループ補助金は227グループ3869事業者が約2411億円の交付決定となっています。県独自の支援制度である地域商業等事業再開支援補助金は、平成25年度までの実績で12656件で補助総額46億2137万円となっています。まだまだ支援が必要な状況であることは変わりません。

- 1、被災者の雇用確保に全力を上げ、被災した事業者の再建への支援を抜本的に強化すること。
- 2、働く人の所得を増やす経済政策一賃上げと安定した雇用の拡大によって経済危機を打開

すること。

- 1) 政府として経済界に「内部留保の活用で賃上げを」と正面から提起するよう求めること。
- 2) 雇用のルールを強化し、非正規社員の正社員化をはかり、人間らしい雇用を保障すること。派遣労働の無制限の拡大をはじめ、雇用のルール破壊に厳しく反対すること。
- 3) 二度も廃案となった労働者派遣法の改悪に反対し、抜本的改正で均等待遇のルール確立によって正社員化の流れを促進すること。
- 4) ブラック企業を規制し、無法人リストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。
- 5) 最低賃金を時給1000円以上に大幅な引き上げを実現すること。そのために中小企業への支援を抜本的に強化すること。
- 6) 「官製ワーキングプア」をなくす公契約条例は、最低賃金の確保を明記した「賃金条項」盛り込み実効性のあるものとして制定すること。
- 7) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。
- 8) 県職員の賃金引き下げをおこなわないこと。

3、消費税10%増税の中止を求め、税財政と経済の民主的改革で財源を賄うこと。

- 1) 消費税8%への大増税は、景気悪化と格差の拡大をもたらしました。増税不況であることは明らかです。暮らしを破壊しさらに不況を深刻化させる消費税の10%増税は中止を求めること。
- 2) 大企業と大資産家への行き過ぎた減税を見直し、応能負担の原則に立った税制改革で財源を確保し、国民の所得を増やす経済改革を健全な成長の軌道に乗せ増収増税をはかる。この2つの柱の同時進行を進め、社会保障充実と財政危機打開の道を開くことを求めること。

4、高校・大学等の新規学卒者の就職確保に全力を挙げること。

- 1) 就職難打開へ、宮城労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して求人の確保に全力をあげること。就職面接会を積極的に開催すること。大学と企業との就職協定の締結を求めること。
- 2) 新卒3年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。
- 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。
- 4) みやぎジョブカフェ・地域ジョブカフェの拡充をはかること。
- 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。
- 6) キャリア教育では、労働基本法などの労働者の権利を身につけることを徹底すること。

5、誘致大企業の一時的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。

- 1) 大企業の一時的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。

- 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあつせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。
- 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。

6、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。

- 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。
- 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、雇用促進住宅や県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。
- 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つukらないこと。

7、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。

- 1) 35人学級の拡充による教員増。特養ホームの待機者解消を図るなど介護施設の整備を進め福祉・介護職員の増員。充足率が68%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1373人)。老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。

8、最低賃金を時給1000円以上に引き上げるよう求めること。

- 1) 公契約条例の制定で県発注の事業については時給1000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。
- 2) サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても宮城労働局と連携し積極的に取り組み雇用拡大をはかること。
- 3) 厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間を記録しサービス残業を根絶すること。

9、金融円滑化法の復活を求め、さらに使い勝手の良い制度とするよう求めること。

中小企業の機械設備のリース代の支払い猶予についても、経産省の通達(2012年11月1日)の趣旨を生かして活用を進め、遅延損害金を求めないこと。遅延があってもリース物件を引き上げないこと。銀行による貸し渋り・貸しはがしをやめさせること。

10、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。

11、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。

- 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。その場合、震災で一部損壊になった住宅の改修に適用できるようにするなど対象を広げること。
- 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を引き上げる具体的対策を講じること。
- 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。

12、昨年策定された「中小企業・小規模企業に振興に関する条例」は中小企業憲章、小規模企業振興基本法を踏まえた具体化をはかること

- 1) 中小企業、小規模企業振興基本法を踏まえた「中小企業・小規模企業振興条例」の具体化を。
- 2) 中小企業・地場産業の実態調査に取り組み、仮称「宮城経済振興会議」を設置し、中小・零細企業の当事者、専門家、行政の英知を結集して宮城の経済の立て直しと総合的な中小企業振興策を確立すること。
- 3) 中小企業・小規模企業振興基本計画と具体的な振興計画を策定し、毎年度実績の公表を行い、必要な財政措置を行うこと。

13、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図ること。

審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。金融円滑化法の延長を求めること。

14、大型店の無秩序な出店を規制すること。

県議会で制定された「まちづくり条例」（2010年施行）を推進し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法（商調法）にもとづく県の調査・調整を活用し商店街を守る対策を強化すること。

15、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。

多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。県としても全国的にも先進的な取り組みとして評価されている消費者救済資金貸付制度に出資し拡充をはかること。

(5) TPP交渉参加からの撤退、調印中止を強く求め、日本と宮城の農林 漁業の再生で食料自給率を高め、すべての農家が参加する地域農業・集落 営農を進めること

昨年10月5日、安倍内閣がTPPの秘密交渉の中で大筋合意した中身は、地域経済・雇用、農業、医療・保険、食品安全、知的財産など国民の生活・営業に密接にかかわる分野で、日本国民の利益と経済主権をアメリカや多国籍企業に売り渡すもので、断じて容認できません。とりわけ農林水産業の分野では81%の品目で関税を撤廃し、重要5品目でも29.7%撤廃です。米があまり、米価が暴落している中で、農家には飼料米をつくらせる一方でアメリカ等から7万8400トンの主食用米を輸入することは

許されるものではなく、牛肉・豚肉の関税の大幅引き下げと乳製品の7万トンの輸入は、日本と宮城の畜産を破滅に追い込むものです。これは明白な国会決議違反であり、徹底した情報公開と影響調査を求めるとともに、TPP協定書作成作業から撤退し、調印中止を求めるべきです。

昨年の生産者米価暴落は、コメの再生産を危うくし、地域経済にも深刻な打撃を与えました。「ひとめぼれ」の概算金で11200円（13年産）が8400円（14年産）と25%減などで、「減収1000万円」の農家が出るなど深刻です。この米価水準は、全国平均のコメ生産費16356円/60kgの半額という水準ですから、生産費さえまかなえない深刻な事態です。今年度は少し持ち直しがあるものの、生産費を償うものになっていません。

日本は、食料自給率がわずか39%、先進国の中でも異常な低さです。米価はこの10年間で4割近くも下落し、規模拡大に取り組んできた大規模農家や集落営農組織が大きな打撃を受けています。こうした中で、根本問題として指摘しなければいけないのは、宮城県における農林水産費の推移です。平成10年（1998年）の1494億円をピークに年々減り続け、震災時の平成23年（2011年）は435億円と、この10年あまりの間に約1000億円が減り、3分の1以下になっていることです。この分野の予算がとくに大きく減らされてきたことは重大です。平成27年度当初予算規模を見ても、歳出に占める構成比の割合は約5%程度で、震災復興分も含め農林水産費は低い状態に置かれています。

農林漁業など第一次産業の衰退は、地域経済を疲弊させ、「限界集落」を広げる要因ともなっています。農林漁業の生産を拡大すれば、それに関連する食品加工、関連企業、サービス、製造業も活性化し、生産額の3倍もの規模で地域経済に波及する効果があります。

今必要なことは、食料自給率を当面50%台に回復することを最優先の課題に位置づけ、農林漁業再生に向けた政策への抜本的な転換をはかり、地域経済を再生させることです。

農林漁業を宮城の基幹産業として位置づけ、農林水産業予算の復元をはかり、再生産を保障する価格・所得保障の拡充を柱にして農林水産業の再建を図ることです。

食の安全安心の確保と地産地消の取り組みを本格的に推進し、農林漁業の再生を、地域経済振興の柱にすべきです。

1、TPP大筋合意の内容とその具体的な影響について、全面的で徹底した情報公開を求め、国会と国民レベルでの徹底した議論を行い、国会決議違反の実態を県としても明らかにすること。

大筋合意で決着がついたわけではありません。アメリカでもカナダでも反対の声があがっており、TPP協定書作成作業からの撤退、調印中止を強く求めること。

2、市場任せの米政策を転換し、国の責任で米価の暴落を抑え、再生産可能な米政策実現を。

- 1) 政府の責任で過剰米を買い上げ、半額に減らした米直接支払いの10円/15000円の復活、全生産者を対象とした価格補てんを行うこと。
- 2) 米価に「不足払い」制度を導入し、再生産可能な米価を保障するよう国に求めること。
- 3) 米の生産調整をやめるのではなく、水田における麦・大豆・飼料作物などの増産と一体に取り組むこと。転作条件を有利にし、増産に伴って輸入を抑制するなど、安定した販路と需要先を確保すること。

- 4) 米の需給や流通を市場任せにせず、その安定に政府が責任を果たすこと。備蓄米100万トン以上を確保し、非常事態に備えること。輸入米の主食用米への流入を抑え、加工用も国際米で対応すること。
- 5) 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。民間の病院、ホテル、旅館、レストランなどで県産米の活用を進めること。

3、宮城県の域内食糧自給率を計画的に引き上げていくことを農政の中心にすえて一貫して追及すること。

4、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、宮城型集落営農を推進すること。

- 1) 多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、宮城型集落営農を推進すること。
- 2) 地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。
- 3) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学校の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。
- 4) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。

5、農業予算を基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。

6、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざす

- 1) 放射能汚染対策を徹底し、農産物の放射能汚染測定を徹底し「食品の安全」を確保すること。
- 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。
- 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場の農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。米飯給食は当面週4回をめざすこと。
- 4) 口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。鳥インフルエンザなど各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。
- 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月例まで規制緩和しようとすることに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。
- 6) 鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。

7、安倍政権による農協つぶしの「農協改革」に反対すること。

8、「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、木材の自給率の向上と林業の再生で山村の活性化を図る

- 1) 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生をはかり、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。
- 2) 森林と林業の再生のため、緊急に被災した合板工場の再建を支援すること。森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。
- 3) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。
- 4) 輸入材中心の加工・流通を改め、国産材を中心に木質バイオマスなどの利用を広げること。林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。
- 5) 「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。
- 6) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業体の育成を図るよう国に強く求めること。

9、沿岸漁業・水産業の再生へ以下の対策を講じること。

- 1) 漁船の確保、養殖施設の再建整備への支援を継続し、魚市場を核とした流通・加工施設の一体的な再建整備に取り組むこと。
- 2) ワカメ、アワビ、秋サケなどつくり育てる漁業の再建をはかること。養殖復興支援事業について、速やかに取り組むとともに、手続きを簡素化すること。
- 3) 被災したすべての漁港の早期復旧・整備に取り組むこと。漁村集落の維持に取り組むこと。
- 4) 漁業者の生活支援の強化をはかること。二重ローンの解消、緊急的な雇用の確保、生活資金への支援を強化すること。
- 5) 県漁協への支援を強化し、漁業・水産業を核とした地域の振興をはかること。
- 6) 新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても実施すること。一人150万円の補助を受けられる国の制度が活用できるように、県として「漁業学校」に準じた機能・役割を持つ学校の設置を行うこと。
- 7) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。

(6) 被災地の児童・教職員・学校への支援を強化し、「いじめ・不登校」

問題に全力で取り組み、競争の教育から連帯の教育への転換を一憲法と子どもの権利条約を生かして

東日本大震災で多くの教育施設が被害を受けました。県立学校91校、市町村立学校671校、その他の教育施設を含めて1714施設にのぼっています。農業高校、水産高校、志津川高校、気仙沼向洋高校は他施設の使用を余儀なくされました。公立学校では児童生徒326人が死亡、36人が行方不明。教職員は19人が死亡しました。私立学校は252施設が被害を受け、児童生徒68人が死亡、教職員3人が死亡しました。学校施設の再建整備を急ぐとともに、仮設グラウンドの整備も行い、児童生徒・教職員の心のケアの取り組みを強化すべきです。思い切って被災地への教職員の増員・加配を行い、カウンセラーの配置もさらに強化すべきです。

大津中学校のいじめ自殺事件を契機に、いじめ問題は重大な教育問題・社会問題となりました。県の緊急調査では9579件（いじめの問題に関する取組状況等に係る緊急調査、2012年12月11日公表）のいじめが報告されています。いじめは人権侵害であり、暴力です。子どもの命最優先に、教職員、保護者、子ども—みんなの力でいじめのない学校をつくっていくことが重要です。

この間、国連・子どもの権利委員会から3回目となる最終所見（懸念事項と勧告）が公表されました。「過度に競争的な教育制度の是正」という勧告を正面から受け止めて改善を図るべきです。

いま求められていることは、憲法および子どもの権利条約等の国際的な取り決めに基づいて、すべての子どもの成長発達を支える教育に転換することです。

政治・行政の教育に対する最大の責任は、子どものための教育条件整備です。文部科学省が計画した5カ年計画で35人学級を小中学校で全面実施するよう求めること。県として小学校1・2年生と中学校1年生に35人学級が実施されていますが、教育面でも生活面でも顕著な成果が明らかとなっており、小学校全学年に広げることが必要です。中1ギャップの緩和にも効果が示されており、さらに拡充すべきです。さらに計画的に30人学級への移行をめざすべきです。

県立高校の在り方については、地域で学ぶ権利の保障を基本に、地域と結びついた県立高校の充実こそはかるべきです。高校での少人数学級を進めるべきです。また、大規模地震に備えた学校の耐震改修および老朽校舎の改築改修は緊急の課題です。子どもたちに最も安全で安心して学ぶことができる環境を保障することは行政の最優先の課題です。

特別支援学校・特別支援教育の現状は、深刻な教室不足や過度な通学距離や通学時間、通常学級での支援体制の不足など、県の教育課題の中でも最も遅れた矛盾の集中点となっています。仙台圏南部への特別支援学校の新増設など県政が緊急に取り組むべきです。

子どもの登下校時等の連れ去りや暴行などから、子どもの安全を守る取り組みは一刻も猶予できない課題となっています。

教育のゆがみと荒廃に立ち向かい、教職員が協力して取り組むためには、教職員を分断し序列化する成果主義賃金制度の導入は見直すべきです。国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「教員の地位に関する勧告」と3次にわたる国際労働機関（ILO）とユネスコの共同専門家委員会（GEART）の是正勧告を踏まえて見直すこと。

県教委の調査（2012年10月）では、正規の勤務時間外に月80時間以上在校した県内の教職員は18%にもものぼり、月200時間を超えた教職員が3人いたことが明らかになっています。過労死ラインを超える異常な超過勤務は直ちに是正をはかるべきです。少人数学級の実現と教員の大幅増を軸に、過大な事務作業の抜本的な改善をはかるなど、異常な多忙化の解消に全力で取り組むことが必要です。

1、被災地の学校への教職員の増員・加配を

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置や養護教諭の複数化等を行い、被災児童・教職員への「心のケア」の取り組みを強化すること。内陸部等に転入した被災児童に対しても行き届いた対応を行うこと。

2、学校の早期再建整備

県立高校の早期再建整備をはかること。被災した小中学校等の早期の再建整備を進めること。必要な仮設グラウンド等の整備を行うこと。

3、深刻さを増す子どもたちのいじめに、教職員、保護者、子ども—みんなの力で取り組むこと

- 1) いじめ対策の基本として、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。
- 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。
 - ①いじめへの対応を絶対に後回ししない、子どもの命最優先の原則・安全配慮義務を明確にすること。
 - ②いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。
 - ③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。
 - ④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。
 - ⑤被害者・遺族の知る権利を尊重すること。
- 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。
 - ①教員の多忙化の解消、35人学級の完成、養護教諭・カウンセラーの増員、いじめ問題の研修など、いじめの解決に取り組む条件整備を進めること。
 - ②「いじめ半減」などの数値目標をやめること。教職員をバラならにしている教員評価など教員政策を見直すこと。いじめ問題の位置づけを質すこと。

4、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。

県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC 検査（室内環境検査）を義務づけること。被害を受けた場合の生徒の医療の確保と教育を保障すること。

5、「全国学力テスト」および県独自のテストは中止し、競争教育の抜本的な転換をはかること。

抽出調査についても押し付けないこと。教育に市場原理を導入する目標管理型学校経営や県版学力テストの点数を目標とするやり方は見直すこと。

6、35人学級の小学校・中学校全学年への拡充を。

文科省の5カ年計画による35人学級の実施を強く求めるとともに、県独自にも35人学級を当面小学校3・4年生と中学校2年生で全面实施し、さらに全学年への拡充をめざすこと。

7、小中学校の統廃合計画については、3つの基本原則を貫き慎重に。

子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の3点を基本原則にして、住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。統廃合の学校には要望に応じて特別の教員加配を実施すること。小中一貫校は全国でも宮城でも問題が出ており、進めないこと。

8、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。

- 1) 軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。
- 2) 県民の強い要望がかない仙台市青葉区小松島新堤に支援学校（平成26年4月開校）が新設されたが、依然仙台圏の過密状態は深刻です。日本共産党仙台市議団および県議団は仙台市南部地域にもう一カ所の支援学校を仙台市の責任で建設するよう求めているが、県としても仙台市に強く設置を促すとともに実現の道を真剣に探るよう求めます。
- 3) 知的障害支援学校にも図書室を設置・整備すること。県として、支援学校に整備すべき諸施設の指針を明確にし整備すること。
- 4) 支援学校における「訪問教育」を拡充すること。教職員配置については、教育の系統性や継続性が寸断されないような人事配置に心がけること。
- 5) 過卒者や在宅の重度障害児・者への訪問教育は、教育の機会均等を保障するための極めて重要な施策です。そのための必要な教育体制を構築するとともに、教育内容や年限などニーズに見合ったものへと改善を検討すること。

9、併設型中高一貫校については検証し再検討を

既設の中高一貫校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。

10、県立高校の再編・統廃合計画については、生徒の学習権を保障し、地域と結びついた高校を守る立場から、地域住民の声を踏まえ策定すること。県立高校でも少人数学級を実施すること。

11、県立高校の入試制度の改善を

生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。全県一学区制や「前期・後期」の2回選抜入試制度は見直すこと。青森県では、生徒の負担を減らす観点から、「前期・後期」の2回選抜方式から1回方式にきりかえたが、その実施状況もよく研究・検証し、現行制度の見直しを検討すること。

12、高校生の就職を支援し、県内就職率の向上を

高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率の向上に努めること。違法な内定取り消しについては毅然と対応し企業名の公表を行うこと。3年以内の離職率（中学、高校、大学の卒業3年後の離職率は、それぞれ64.2%、35.7%、28.8%）の改善をめざし実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を盛り込むこと。

13、教員の多忙化の解消を

- 1) 教員の増員と少人数学級の拡充で「多忙化」を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。
- 2) 過労死ライン（月80時間以上）を超える超過勤務は直ちに解消するよう徹底すること。
- 3) まずできることとして、教頭、教務主任等が授業を受け持つようにすること。専科教員を増やすこと。司書教諭を専任で配置すること。
- 4) 恣意的な「教員評価」「不適格教員」制度や「教員給与の格差付け」は見直すこと。パワーハラスメント防止対策を強化すること。教員の勤務時間外労働の把握を県立高校のみならず、全県で行い、改善方向を打ち出すこと。在校時間とともに「持ち帰り」の把握にもつとめること。

14、教員採用、管理職昇任制度について

公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。

15、通学路の安全対策の総点検を

地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。

16、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さないこと

「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること。

17、教師の体罰を根絶すること

パワハラやセクハラ・不祥事を根絶する具体的対策を講じるとともに、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神と内容を徹底すること。

18、給付制の奨学金を創設し、拡充を

これまでの奨学金制度も無利子とするなどの改善を国に求め、県としても拡充をはかること。当面所得連動型の奨学金制度をつくること。低所得者世帯に対する就学援助を改善・拡充し、県立高校の授業料無償化については、すべての高校生を対象とすること。全国でも宮城県だけとなった、県立高校の授

業料未納者を退学処分にする学則18条を廃止すること。

19、学校給食の安全・安心の確保について

食材の放射線量の検査を徹底し、食品の安全を確保すること。中学校までの学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス（仕出し弁当給食）の実態と問題点を把握すること。

20、教職員宿舎の計画修繕を

教職員宿舎は福利厚生事業の一環として重要な役割を持っている。現在、共同宿舎は11棟189戸数に171人が入居、単独宿舎は14棟22戸数に11人が入居し、86%の入居率となっている（2015年1月時点のデータ）。とくに、震災により沿岸部の入居率が高くなっているが、共同宿舎11棟中、築30年以上の建物が8棟、うち40年以上が5棟あるなど老朽化が激しい。教職員宿舎の役割を重視し、良好な居住環境を保つために順次大規模修繕を進めること。

21、私学助成の拡充を

私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。

（7）東日本大震災津波の検証と教訓を踏まえ、住民合意による安全安心のまちづくりをすすめる、防災対策を抜本的に強化すること

東日本大震災の検証と教訓を踏まえ、津波などの災害で二度と住民の命が損なわれないように、安全安心のまちづくりを住民の合意で進めることが重要です。大規模な津波からは基本的に避難で住民のいのちを守ることが必要です。同時に、住民の協議と合意を貫いて、コミュニティの維持を原則に高台への集団移転や土地のかさ上げを進めることも必要です。その際、庁舎や病院、学校、商店街などを適切に集約するなど、そこに住む住民の理解や納得を第一にしたまちづくりを進めることが重要です。防潮堤の高さについては、科学的に検証して、住民合意のもとに再建のあり方を検討すべきです。またハード面だけでなくソフト面の対策を強化することが必要です。

原発事故による放射能汚染による影響も深刻なものがあります。地域防災計画の見直し、安全協定の締結など原発事故対策を強化すること。

岩手・宮城内陸地震および今回の大震災の教訓を活かした防災対策を緊急にすすめる必要があります。河川改修、治山・砂防対策を強化し、集中豪雨などによる大雨災害や土砂災害など、総合的な防災対策を講じることが求められています。

1、東日本大震災津波の検証と教訓を生かし、安全安心なまちづくりを住民の合意で進める

こと

- 1) 大規模な津波から住民のいのちを守る基本は速やかな避難です。小中学校の防災教育を徹底するとともに、住民レベルの防災教育と集落ごとの防災訓練・避難訓練を抜本的に強化すること。避難道路・避難施設を総点検し、整備すること。
- 2) 大震災の検証を踏まえ、行政と大学などが連携して「防災講座」「防災講演会」を開催し防災意識の高揚を図ること。
- 3) 避難施設となっている小・中・高の校舎・体育館、公民館などの耐震診断と耐震改築・改修をはかり、自家発電設備と暖房設備を整備すること。情報設備と必要な人員の配置、食糧備蓄対策を講じること。
- 4) 地震対策の緊急課題として、住宅の耐震改修を積極的に推進すること。
- 5) 要援護高齢者や1人暮らし高齢者など災害弱者の実態と情報を共有し、具体的な対策を講じること。避難の警報システムを整備すること。全国的な同時多発型の地震への対応も検討すること。
- 6) 自主防災組織の組織化と実践的な訓練など活動への支援を強化すること。

2、集落・コミュニティの維持を基本に、住民合意を貫いて高台移転や土地のかさ上げ、災害に強いまちづくりを進めること

- 1) 市町村の復興計画を基本にしつつ、集落の高台移転や土地のかさ上げなどまちづくりに当たっては、徹底した地域住民の協議と合意に基づいて、コミュニティの維持を基本に進めること。浸水した土地については被災前の価格で買い上げるようにすること。
- 2) 住宅の再建を思い切って支援するとともに、戸建てや長屋方式の多様な復興公営住宅の建設で集落の維持をはかること。
- 3) 国の責任で被災者の最低限の生活基盤回復を行うため、集団移転や土地のかさ上げを行うこと。
- 4) 高台移転などで分散型まちづくりとなることから、高台と役場・公共施設、病院、学校、商店街等を結ぶ交通体系を確立すること。

3、まちづくりの柱となる庁舎、病院、学校などの施設の再建を早期に進めること。

4、防潮堤の高さについては住民の合意に基づくまちづくりの中で検討すること。

防潮堤の高さについては、先に結論ありきとするのではなく、まちづくりのあり方と合わせて、住民の協議と合意に基づいて検討し、柔軟に対応すること。

5、広島県の土砂災害の教訓を踏まえた土砂災害対策を講じること。

土砂災害防止法に基づく取り組みについて、宮城県は全国で下から2番目に危険箇所に対する調査が遅れています。土砂災害危険地域の住民への周知徹底をはかるとともに、調査を急ぎ早期に警戒区域の指定と具体的な対策を講じること。

6、河川対策について

- 1) 大崎市川渡支所脇の川の堤防の崩れを修復すること。

2) 大江川の浚渫を急いでおこなうこと。

7、自治体バスなどへの助成制度の抜本的拡充を

震災対策だけでなく高齢化、過疎化対策として、住民の交通権、移動の権利を保障するため、県内各自治体が行うオンデマンドや自治体バスへの支援が重要となっています。現在の県の助成制度は、赤字分の穴埋めが対象であり、しかも収支率の試算にもとづく補助であるため、新たな住民要求に対応するものとなっていない。現行制度を見直し、各自治体が住民の要望に即した公共交通の導入ができるように助成の抜本的拡充を行うこと。

8、除雪対策の強化を

積雪地域における除雪対策を徹底し、除雪とともに排雪の取り組みを抜本的に強化すること。拡幅除雪とともに、歩道の確保対策を講じること。通学路の除排雪と安全対策を講じること。

9、大雨洪水災害対策について

大雨洪水災害対策では、被災実態を踏まえ洪水危険箇所と堤防の総点検を行い、堤防の強化に緊急に取り組むこと。内水被害対策を強化すること。被害救済に当たっては、被災者の生活再建、住宅再建、商店街の振興などを重視して取り組むこと。

10、蔵王を含めた火山対策の強化について

蔵王の火山活動の観測体制を引き続き強化すること。登山者や地域住民への情報提供体制の強化すること。とくに蔵王町においては、松川の土砂撤去や雑木・流木などの伐採・撤去などを計画的に進め、火山時の土石流が途中で民家などに流入しない対策を講じること。

11、防災体制の強化をはかること

- 1) 各市町村に防災の専門技術者を配置し、大学・研究者とも連携し、防災担当者の研修・教育・訓練を強化すること。
- 2) 防災体制の要をなす消防職員の体制は基準の68%であり、計画的に増員をはかること。
- 3) 消防団員の確保と待遇の改善、地域住民による自主防災組織の育成・訓練の強化に取り組むこと。災害時の消防団員の安全の確保対策を講じること。県消防学校の施設・体制の改善・強化をはかること。
- 4) 東日本大震災の教訓を踏まえ、しかも宮城野原ありきを前提にトップダウンで強行されている「広域防災拠点事業」は一旦白紙に戻し、地域分散型に全面的に見直すこと。

(8) 不要・不急の大型開発・大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換し、大震災の復興財源に回すこと

東日本大震災の復興は、被災者の生活再建と生業の再生を最優先課題に位置付け、被災地の復興事業を優先すべきです。復興道路の整備も必要なものがありますが、あくまでも被災者の生活再建と生業の再生を最優先に復興事業を進めること。大型開発優先とならないようにすべきです。

公共事業も学校の老朽校舎の耐震化、改築・改修や特養ホームなど福祉施設の整備、県営住宅や下水道整備など福祉、生活密着型に転換し、地元中小企業への仕事を増やすべきです。

雇用促進住宅は入居者の追い出しが進んでいますが、被災者のみなし仮設住宅としても、地域の町づくりにとってもなくてはならない役割を果たしています。国の一方的な廃止決定を撤回させ、入居者の生活を守ることが重要です。

1、大型開発・大型公共事業を総点検し、見直すとともに、公共事業の中身を学校の耐震化、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの維持管理など生活密着型に転換し地元中小企業の仕事を拡大すること。

2、筒砂子ダム建設事業は中止すること。

3、港湾整備事業について

過剰計画とならないよう実態に見合った段階的整備を進め、震災被害状況を踏まえた計画に抜本的に見直すこと。仙台空港をめぐる各種事業もアクセス鉄道事業にみられるように当初の計画と目標から大きく乖離している。利用客の大幅な減少の要因など、事業の検証を行い今後に生かすこと。

4、県の大規模事業評価専門委員会について

これまでの審議は県の立場に偏重しており、結果的に県の追認機関となっています。委員会の審議の在り方、人選についても地域住民の意見や専門家の意見聴取を行い科学的・専門的な審議が行えるよう見直すこと。

5、雇用促進住宅の一方的廃止に反対し、国の責任で維持するように求めること。

- 1) 被災者のみなし仮設住宅として活用するとともに、今後の活用策を検討すること。
- 2) 「派遣切り」や「雇い止め」となった労働者の入居を速やかに行うこと。継続して入居できるよう徹底すること。入居者に対する一方的な退去勧告は撤回し中止すること。
- 3) 雇用促進住宅の果たしている役割を評価し、国に廃止の撤回を求めること。自治体に譲渡する場合は、無償譲渡など特別の財政支援を行うこと。
- 4) 県は市町村と協力し、入居者の生活を守るためあらゆる手だてを尽くすこと。

6、県営住宅について以下の整備・改善を進めること。

- 1) 県営住宅の応募倍率の高さを解消するため、現在の増設しない方針を転換し、新增設を進めること。
- 2) 家賃滞納問題は、安易な明渡し訴訟による入居者の追い出し方針を撤回し、滞納原因の解決を援助することで滞納の解消を図る対策に抜本的に改めること。

- 3) 現在、入居者負担となっている排水管の共用部分の清掃や敷地の除草費用などを見直し、入居者の維持管理費用の負担軽減を図ること。駐車場のあり方（1世帯1台）を見直し整備すること。

7、入札不調に対応した対策と公契約条例制定について

- 1) 復興事業の進展に伴い、資材・労賃の高騰、建設職人の不足と工期の延長など入札不調が急増しています。災害公営住宅の建設など復興事業が停滞することの無いよう、適正な建設単価の見直しを求めるとともに、効果的な入札を進めること。
- 2) 公共事業の発注にあたっては、下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とすること。公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を義務づけるため、「公契約条例」の制定を行うこと。
- 2) 公契約法の制定を国に求めるとともに、県として公契約条例を制定し、公契約にかかわる労働者の賃金を時給1000円以上にすることや、公共事業における中小企業の育成、品質確保などの県と事業者の責務を明確に定めること。
- 3) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書（調書）の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。
- 4) 1社応札を妥当とする現行制度の見直し、またマイナス点となっても落札できる総合評価方式の改善など、県民目線で納得できるシステムに改めること。

（9）女川原発の再稼働中止、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギーの本格的導入で先進県をめざし、自然と共生しながら発展する新たな経済社会をめざすこと

東日本大震災津波から4年10ヶ月余が経過しましたが、東京電力福島第一原発事故は収束するどころか、放射能汚染水が増え続け、海洋への大規模な放射能汚染の危機、非常事態に直面しています。福島原発事故は、人類と原発は共存できないことを明らかにしました。国内の原発は1基も稼働していませんとも電力不足の心配がないことが実証されました。この間の国民の省エネ・電力の節電は原発13基分に相当すると言われていています。県として即時原発ゼロを政治決断し、国に対し原発から撤退する計画を策定するよう求めるべきです。

原発からの撤退と同時並行で、再生可能エネルギーの本格的導入と、低エネルギー社会の実現に向けて全国に先駆けて取り組むべきです。「宮城県地球温暖化対策地方公共団体実行計画」で提起している温室効果ガス排出量の削減目標（1990年比で2020年までに30%削減）を実行するためにも、再生可能エネルギーの本格的導入が必要です。そのためには、2020年までの目標を6.7%と定めている日本一低い宮城県の目標を抜本的に改める必要があります。

県が進めるゴミ処理広域化計画は、大型焼却炉の導入と一体であり、大量のゴミ焼却のためゴミの減量に逆行し、自治体に過大な負担を押しつけるものとなりかねません。大震災津波と原発事故の教訓を踏まえ広域化計画を見直し、ゴミの「焼却中心主義」「埋め立て中心主義」からの脱却をはかるべきです。ゴミの減量のためには、何よりも住民参加で、ゴミの多品目分別とリサイクルを徹底することが必要です。アスベスト（石綿）による健康被害は、重大な社会問題となっています。企業と国の責任を明らかにして、すべての健康被害者の検診と保護、救済、健康被害拡大の防止策を実施すべきです。

環境汚染の問題解決のために、①汚染者負担の原則、②予防原則、③住民参加、④徹底した情報公開—の視点で取り組むことが必要です。

県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底して受動喫煙防止の対策を徹底すること。受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

1、即時原発ゼロの方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。

2、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。

自然に恵まれた北海道や東北などでは、各県が意欲的な再生可能エネルギーの目標を設定し、事業の具体化を推し進めています。目標の決め方は県によってばらばらですが、北海道が2050年までに電力の100%、岩手県が2020年までに電力の35%、以下、エネルギー消費量に対して、秋田県が2030年までに100%、山形県が2030年までに25%、福島県が2040年までに100%、長野県が2020年までに77%とそれぞれ再生可能エネルギーの目標を示しています。東京都は再生可能エネルギーの利用割合の目標を2020年までに20%とし、2010年3月に、北海道・青森県・秋田県・岩手県・山形県とともに、「再生可能エネルギーに関する六都道県の地域間協定」を結んでいます。こういう各県の積極的な動きに対して、「宮城県自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画」では、2020年度の宮城県の再生可能エネルギーの割合は、わずか6.7%という目標です。基準年2010年の0.2ポイント増という、ほとんどやる気のない目標です。再生可能エネルギーの県内導入目標を見直し、抜本的に引き上げるべきです。

3、地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2020年までに30%削減めざす具体的な方策と行程表を示すこと。

- 1) 地球温暖化防止についての啓発・学習の取り組みを学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。
- 2) 2020年めざす30%削減目標を達成するために、目標にふさわしい戦略と具体的な方策と行程表を策定し取り組むこと。
- 3) 再生可能エネルギーの活用を大幅に拡大すること。太陽光発電や風力、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力で推進すること。

4、県の「ゴミ処理広域化計画」について

大型焼却炉導入（溶融炉）は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となりゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。

5、ゴミ問題解決の基本は、元（発生源）からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。

- 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。
- 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。

6、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。

- 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト検診を県内の医療機関で実施できるようにすること。CT スキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して検診・診療体制の充実をはかること。
- 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚保などの被害実態調査も行うこと。
- 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。
- 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。
- 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。

7、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底することです。

- 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシンの調査・対策を講じること。
- 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。

8、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。2001年3月に発行し、すでに15年以上経過した『宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－』を更新すること。

9、大型開発・公共事業の乱開発を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。

- 10、深夜の新幹線走行訓練による騒音・振動被害について県議会で取り上げた経過があるが、新たに携帯電話中継局や電力会社による高圧変電所の建設などによる電磁波健康障害について県民から不安の声があがっている。健康影響調査をはじめ、新たな問題に対応できる県の部署を設置して、住民の不安解消に取り組むこと。
- 11、鶯沢の細倉鉦山藤沢沈澱池が老朽化し、有害物質があふれ出しているのではないかと不安が周辺住民から出されているので、実態と管理の状況を調査・掌握し、必要な対策をおこなうこと。
- 12、県庁舎は議会棟を含め全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

(10) マイナンバー制度の凍結・中止を求め、地方切り捨て政治を転換し、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対すること。地方交付税制度を守り、地方財源を確保すること。

国民のプライバシーにかかわる個人情報の漏えいと国家による監視強化が懸念されるマイナンバー制度は、マイナンバーの通知自体が全国的に500万世帯に届かない異常な事態となっています。国民にとって何の利益もなく、情報漏えいを防止する手だてがなく、国家による国民の監視強化につながるマイナンバー制度は凍結・中止を求めるべきです。

安倍自公政権が、「人口減少」「自治体消滅」などとマスコミも使ったキャンペーンで、自らがめざす福祉切り捨てと負担増、消費税増税、TPP、地方創生の名による地方制度の新たな改編など、国民から大きく反発を招く政策を押し付けようとしていることは重大です。一昨年5月に、元総務相・元岩手県知事の増田寛也氏を中心とした「日本創生会議」が、全国896市町村（全体の49.8%）が「消滅可能性自治体」となると発表しました。そして、三大都市への「人口流失を防ぐダム」が必要だとして、地方財政と行政サービスを一定規模の都市（20万人以上）に集約させることなどを政府に求めました。安倍政権もこの方向を推進しています。宮城県で言えば、仙台以外の地域は切り捨てられ、地域の疲弊をさらに推し進めるものです。こうした地方切り捨ての流れの先に、さらなる市町村再編と道州制が狙われていることも重大です。

「集約化」による新たな地方切り捨て政治に反対し、地方が現に取り組んでいる振興策、雇用創出や定住促進、農林水産業への支援や再生エネルギーの活用など、様々な地域活性化策こそ推進すべきです。

財政危機の押し付けと「平成の大合併」の号令のもと、県内の市町村数は71から35になりました。合併した市町村では周辺地域の衰退や地域住民の声が届かないなどの問題とともに、何よりも今回の震災を受けての復興の遅れが深刻となっています。平成の大合併の検証が必要です。とくに、合併市町村

が大幅な地方交付税の削減とならないよう特別の対策を求めるべきです。

財界・大企業が戦略的目標として究極の自治体再編へ「道州制」の導入を一貫して狙っている中で、村井知事が最近もその著書などでさかんに道州制導入を叫んでいることは極めて重大です。日本国憲法の大原則の一つである地方自治を守る「県民が主人公」の県政を強く求めます。

1、マイナンバー制度の凍結・中止を求めること。

2、地方切り捨て政治と「道州制」に反対し、地方活性化と地方財源の確保を求めること。

- 1) 「人口減少」を口実とした地方切り捨ての「集約化」に反対し、地方の再生をはかること。
- 2) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。
- 3) 地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。

3、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。

- 1) 市町村の意向を無視した県による市町村合併の誘導・押しつけは絶対に行なわないこと。
- 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別な対策を講じるよう求めること。
- 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。

4、「官から民へ」のかけ声で公共福祉の仕事を投げ捨てる「規制緩和」「地方行革」路線は見直すこと。

- 1) 指定管理者制度についてはこの間の実績・実態を検証し、非正規雇用の拡大など労働条件の改悪・低下などがあれば見直しを行うこと。
- 2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。

5、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。

- 1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。
- 2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。
- 3) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。

6、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。

- 1) 労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。
- 2) 同時に、パソコン管理に過度に依存した業務システムの弊害も直視し、県職員の間における人間的な関係・交流の改善に取り組むこと。
- 3) 国の「総人件費抑制政策」に追随してきた県人事委員会の在り方を抜本的に見直すこと。

(11) 実効性ある男女平等の取り組みを進め、女性と青年の声が活かされる

県政を

日本の男女平等の到達は、発達した資本主義国の中で最も遅れています。世界経済フォーラムが毎年示す「男女格差指数」調査（ジェンダー・ギャップ指数）では経済や政治参加の面での男女平等度は世界136カ国中105位です。顕著なのは、女性労働者の賃金が非正規を含むと男性の半分にすぎないことです。女性に対する格差と差別の是正のために、いま求められているのは国連女性差別撤廃条約に基づく実効ある施策を具体化し、実施することです。女性雇用労働者の半数以上が非正規雇用であり、賃金は正社員で男性の68%、非正規を含めると53%です。妊娠・出産、育児休業取得を理由とする解雇など違法な差別も横行しています。県としても国連女性差別撤廃条約を具体化・実現し、社会でのあらゆる分野での女性差別を一掃する取り組みを進めるべきです。

「男女共同参画推進条例」に基づき、雇用・就職の場での男女差別の解消など女性が働き続けられる実効性のある対策を強化する必要があります。夫婦間暴力いわゆるDV防止法に基づく実効ある対策を強化すべきです。女性と青年の声が活かされる県政を進めることは、活力ある県政を推進する上でも、21世紀の県政推進にとっても重要課題です。青年の雇用・就職難の打開、不登校や青年の引きこもりへの抜本的対策、世界一高い大学の授業料など学費負担を軽減し、給付制奨学金制度の創設と拡充することが必要です。

1、国連女性差別撤廃条約の内容を学び、普及する取り組みを強めること

女子差別撤廃条約選択議定書やILOの母性保護条約・パートタイム労働に関する条約などの早期批准を求め、日本の女性の地位を世界の水準に高めること。

2、男女共同参画の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。

- 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。
- 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。
- 3) 所得税法56条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。
- 4) 乳幼児医療費助成の無料化の対象を当面ただちに小学校卒業まで拡大すること。待機児童を解消する保育所の増設・整備、育児・介護休業法の徹底など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。
- 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備・充実など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。DV被害者とその児童の一時保護後についても、公営住宅への優先入居や自立のための生活資金貸付制度をつくるなど継続して支援を行うこと。
- 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。
- 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。
- 8) ひとり親（父子母子）家庭の医療費助成については、きびしい所得制限と自己負担分の窓口立替えによる償還払いのため非常に使い勝手が悪いのが現状です。所得制限を見直し、自己負担制度を

やめて、全額助成とし、窓口負担をしなくてもいいように現物給付にすること。(再掲)

9) 女性の路上生活者支援施設(シェルター)の運営を安定したものにする。

10) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに各種審議会にも幅広く女性と青年を登用すること。

3、青年が人間らしく働き、暮らし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。

1) 若者を使い捨てにするブラック企業の実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用・就職難打開に全力で取り組むこと。未内定者・未就職者に対する独自の対策を講じること。

2) 県立高校の授業料無償化への所得制限導入に反対し、すべての高校生を対象としたものとする。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。

3) 青年の定住をめざし、魅力ある町づくりを進め、スポーツ、レクリエーション施設の充実、青年向け県営住宅と家賃補助などの対策を進めること。

4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、NPOや民間団体の取り組みを支援すること。

5) 18歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。

4、性的マイノリティーの人々に対する理解と支援

性的マイノリティーの方々への支援を系統的に進めるために、当事者および有識者からのヒアリングを行って、実情と行政ニーズを把握し、2017年度から県の計画行政のテーマのひとつとすること。

(12) 戦争法廃止、集団的自衛権の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止

を求めること。憲法改悪を阻止し、核兵器のない世界と日本を。米軍実弾

砲撃訓練と日米共同訓練の中止、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対

し、憲法9条を守る非核平和の県政推進を

安倍政権は、国民多数の声を踏みつけにして、憲法違反の戦争法(安保法制)を強行しました。何よりも戦争法は、日本国憲法に真っ向から背く違憲立法です。その中身は憲法9条を蹂躪して、自衛隊の海外での武力行使に道を開くものとなっています。このような重大な違憲立法を許すならば、立憲主義、民主主義、法の支配という我が国の存立の土台が根底から覆されることになりかねません。日本共産党は、戦争法廃止・安倍政権打倒の国民的運動を呼びかけるとともに、戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して国民連合政府をつくる、そのための「戦争法廃止の国民連合政府」で一致する野党が、国政選挙で選挙協力を行うことを呼びかけ、政党、団体、個人の方々とは懇談するなど全力で取り

組んでいます。戦争法廃止・立憲主義回復の一点で、県内での県民の共同と野党の共同を広げるために私ども日本共産党は全力を尽くす決意です。

安倍政権は、沖縄の米軍新基地建設問題で、埋立承認を取り消した翁長知事に対して、地方自治法に基づく行政不服審査制度を悪用して「代執行」の訴えを起こしました。これは米軍新基地建設に反対する圧倒的な沖縄県民の声を踏みにじるとともに、地方自治と民主主義を蹂躪する暴挙です。新基地建設を阻止することは「沖縄、そして日本の未来を切り開く」（翁長知事）たたかいです。沖縄県民の「オール沖縄」の世論と運動にしっかり連帯し、宮城県内における平和の取り組みを推進することがますます重要になっています。

被爆国日本の切実な願いであり、人類的課題である「核のない世界」・核兵器廃絶に向けて、国連総会では、核兵器禁止条約の交渉開始を求める決議が、加盟国の3分の2を超える多数で採択されています。今年5月に一度の核不拡散条約（NPT）再検討会議が国連本部で開かれます。被爆者援護法の改正をはじめ、戦後70年の節目の年にふさわしい平和の取り組みを進めるべきです。

世界では反戦・平和・国連憲章に基づく平和の秩序を求める流れが大きくなっています。国内では憲法9条守れの運動は7507（県内では122組織）を超える草の根からの「9条の会」の運動として広がっています。

こうした流れの一方で、県議会では民主的に採択された現行の歴史教科書を自虐史観などと責め立て、侵略戦争を美化する教科書の採択を狙う動きが顕在化し、実際に県立中高一貫校で不当な教科書採が横行されるなど歴史に逆行する事態がありました。日本を戦争する国に作り替えようとするいかなる企てにも反対し、非核平和の県政を推進していくべきです。

1、憲法違反の戦争法（安保法制）の廃止を国に求めること。

2、自衛隊の海外派兵に反対すること。

南スーダンでの駆けつけ警護やIS空爆への後方支援など、憲法違反の「武力行使」となるあらゆる動きに反対すること。

3、集団的自衛権の行使容認の閣議決定の撤回、特定秘密保護法の廃止を求めること。

日本国憲法の基本原理を根底からくつがえす「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定の撤回を求めること。特定秘密保護法の廃止を求めること。

4、憲法改悪に反対すること。

憲法9条を改悪して「国防軍を創設」し、「集団的自衛権の行使」を認めることは、海外でアメリカとともに戦争する国に変えることであり、こうした憲法の改悪に断固反対すること。

5、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。

- 1) 県内でのオスプレイ飛行は断固認めない立場で行動すること。米軍機の超低空飛行訓練の中止を求めること。
- 2) 「みちのくアラート2014」のような、災害訓練に乗じたオスプレイの飛行は宮城県として絶対

に認めないこと。

6、 憲法施行64年を踏まえ、「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める意見書」（2009年6月宮城県議会）に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。

とくに、「日米核密約」の存在を踏まえ、名実ともに非核3原則の厳正な実施を求めること。核兵器廃絶を主題とした国際交渉の速やかな開始など「核兵器のない世界」に向けて積極的なイニシアチブを発揮するよう国に求めるとともに、県としても取り組むこと。被曝者援護の施策を充実させること。

7、 侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。

戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び啓蒙する取り組みを行うこと。

8、 県土における軍事演習の中止を

日米の軍事一体化・米軍支援をめざす日米共同実働訓練や指揮所演習に反対すること。王城寺原演習場における米軍実弾砲撃訓練の中止を国および米国に求めること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。

9、 国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。

日本への攻撃を想定した宮城県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。

10、 侵略戦争を美化・肯定する「新しい歴史教科書」等は民主的な協議を踏まえ採用しないこと。侵略戦争を美化する動きを芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。

県教育委員会は県立の中高一貫校2校（古川黎明中、仙台二華中）で使用する歴史の教科書に育鵬社の教科書を採択しましたが、この歴史教科書は、日本が引き起こした侵略戦争がアジア諸国の独立につながったと教え、国民主権に反する明治憲法を讃美しているもので、県内のすべての市町村教育委員会が採択しなかったものです。採択の撤回を強く求める。

11、 ヘイトスピーチをなくそう

ヘイトスピーチ（差別扇動行動）やレイシズム（人種差別）を許さない姿勢を政府や自治体が示し、人種差別禁止の理念を明確にした法律の制定などヘイトスピーチをさせない社会づくりを進めること。

以上